

## 富士吉田市介護支援専門員等研修費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づきサービスを提供する事業所が、介護人材の定着を図るため、従事者である介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格取得及び更新等に係る研修費用を負担する取組に対し費用の一部を助成することにより事業者を支援し、併せて介護支援専門員等の人材確保を図ることを目的とする。

### (助成対象事業者)

第2条 介護支援専門員等研修費助成金（以下「助成金」という。）の対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 法に基づき山梨県又は本市の指定若しくは許可を受けていること。
- (3) 次のいずれかに該当する事業所又は施設を市内に有する事業者であること。
  - ア 法第8条第11項の特定施設入居者生活介護を行う事業所
  - イ 法第8条第19項の小規模多機能型居宅介護を行う事業所
  - ウ 法第8条第20項の認知症対応型共同生活介護を行う事業所
  - エ 法第8条第22項の地域密着型介護老人福祉施設
  - オ 法第8条第24項の居宅介護支援事業を行う事業所
  - カ 法第8条第27項の介護老人福祉施設
  - キ 法第8条第28項の介護老人保健施設
  - ク 法第8条の2第16項の介護予防支援事業を行う事業所

### (助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下この条及び次条において「助成対象経費」という。）は、助成対象事業者が有する市内の事業所又は施設において、1年以上雇用している若しくは1年以上雇用予定のある介護支援専門員等が別表に定める研修の受講に要する受講料（テキスト代含む。）のうち、当該助成対象事業者が負担した金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の助成制度等による助成を受けている場合は、助成対象事業者が負担した受講料から当該助成の額を差し引いた額を助成対象経費とす

る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、介護支援専門員等の研修受講の修了証明書受理後30日以内に富士吉田市介護支援専門員等研修費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修受講の修了を証明できる書類
- (2) 受講料の支払を確認できる書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、富士吉田市介護支援専門員等研修費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは、富士吉田市介護支援専門員等研修費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該助成金を当該交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付している助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (3) 第3条の介護支援専門員等を1年以上雇用しなかったとき（自己都合による退職を除く）。
- (4) 交付決定の取り消し、又は助成金の返還を請求することについて相当の理由があると市長が認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、富士吉田市介護支援専門員等研修費助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

研修の区分
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）
介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）
介護支援専門員更新研修（実務経験なし）
介護支援専門員再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）